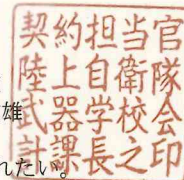


公 告

契約担当官  
陸上自衛隊武器学校  
会計課長 鳥倉 文雄



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたし。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4KU91FR00120		4KU21AC0023 0001				9	
品名 または 件名							
空調機保守点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
武校				総務部管理課事務室			
搬入場所				納期または工期			
管理課営繕班				令和7年3月31日(月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

武器学校総務部会計課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
 入札日時場所：令和6年5月14日(火) 10時00分 武器学校 入札室(本部庁舎1F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 資本関係がある場合
 

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施工規則(平成18年法務省令第12条)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係がある場合
 

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については更正会社又は再生手続中の会社である場合

は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は除く。）

## 8 入札の方法

(1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積もりした金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

(2) 郵便入札は「可」とする。

作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日の前日15時00分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。

(3) 1回目の入札において郵便入札があり、落札しない場合の再度入札は、官側が指定する日時において実施するものとする。

## 9 落札決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(2) 契約金額は落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

## 10 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 11 入札の無効

(1) 第2項の参加資格のない者のした入札又は、入札条件に違反した入札

(2) 「入札及び契約心得」第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(3) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札

(4) 代理人で入札する場合、委任状が未提出の入札

## 12 契約書等の作成

(1) 落札業者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。

(2) 本契約については、駐屯地用標準契約書役務請負契約条項を適用する。

(3) 特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

## 13 その他

(1) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。

(2) 入札前に必ず令和4・5・6年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）」を提出又は、FAXにて送付するものとする。

(3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。

(4) 新型コロナウイルス感染対策には十分配慮しているが、対策に万全を期すため郵便入札のさらなる推進及び入札室への入室開始を入札の10分前からとする。なお入札当日、風邪等症状のある方の入札への参加をご遠慮いただく場合があるので、承知されたい。

(5) 市場価格調査の提出期限 令和6年5月13日（月）12時00分

## 14 問い合わせ先

入札に関する事項

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1

陸上自衛隊 武器学校 総務部 会計課 契約班（担当：鳥倉 内線270）

電話：029-887-1171

FAX：029-887-1332

e-mail: fin-admin-ordsh@inet.gsdf.mod.go.jp

（共用メールのためお急ぎの際は、電話連絡してください。）

仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊 武器学校 総務部 管理課 営繕班（担当：渡邊 内線252）

調達要求番号：4KU21AC0023

陸上自衛隊武器学校仕様書

物品番号		仕様書番号	9
空調機保守点検役務		作成	6.4.17
		変更	
		作成部隊等	武器学校総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊武器学校において実施する空調機保守点検役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG Z500002による。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

- a) 本役務は、本仕様書によるほか「建築保全業務仕様書」及び関係法令に基づき実施する。
- b) 本役務中、他の施設に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において原状に復旧すること。
- c) 本仕様書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議する。
- d) 本役務の写真は、作業前、作業中、作業後及び監督官の指示する箇所を撮影し、提出すること。
- e) 役務期間中は、1日の作業完了後に役務場所及び搬入経路部分の清掃を実施すること。

2.2 空調機保守点検役務要領

a) 場所

茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1 陸上自衛隊土浦駐屯地  
(16、118、135、139、144、147、151、162、170号建物)

b) 概要

土浦駐屯地内にある各建物機械室の空調機器の保守点検及び屋外冷却塔の点検清掃を行う。

c) 保守点検機器

名称	項目	建物番号及び機器諸元		
		16号建物	118号建物	135号建物
空調機 本体	メーカー 型式 数量	東芝キャリア空調システムズ RDW-P25001K 1台	ダイキン UWJ1320B5R 1台	ダイキン UC-80EHSR 1台
冷却塔	メーカー 型式 数量	空研工業 SBC-60R 1台	ダイキン TIF-406SR 1台	ダイキン TIF-806S5R 1台
冷水・温水 ポンプ	メーカー 型式 数量		エバラ 65×50FS2G53.7E 2台	
冷却水 ポンプ	メーカー 型式 数量	川本製作所 GEI-80X655M-2M3.7 1台	エバラ 65×50FS2G 1台	エバラ 80×65FS4J55.5 1台

c) 保守点検機器

名称	項目	建築物番号及び機器諸元		
		139号建物	144号建物	147号建物
空調機 本体	メーカー 型式 数量	ダイキン SR30JAB 1台	ダイキン UW30MD5R 2台	三菱重工 MCU2000 1台
冷却塔	メーカー 型式 数量		三菱樹脂 HT-30SQ6 2台	荏原シンワ SBC-60ES 1台
冷水・温水 ポンプ	メーカー 型式 数量		テラルキョウトク SJ50-40M 2台	川本製作所 GEK-65X505M-2M5.5 2台
冷却水 ポンプ	メーカー 型式 数量		テラルキョウトク SJ4-65×50K 2台	川本製作所 GEJ-80X655M-2M5.5 1台
		151号建物	162号建物	170号建物
空調機 本体	メーカー 型式 数量	ダイキン UWJ2000A5R 1台	ダイキン UWJ1700D5C 1台	ダイキン ZUWDBA5R 1台
冷却塔	メーカー 型式 数量	荏原シンワ SBC-60ES 1台	荏原シンワ SBC-50ES 1台	荏原シンワ SBC-100ES 1台
冷水・温水 ポンプ	メーカー 型式 数量	エバラ 80×65FS4K 2台	エバラ(冷温水ポンプ) 65×50FS2H 2台	テラル(冷温水) SJ4-80×65J57.5 2台
冷却水 ポンプ	メーカー 型式 数量	エバラ 80×65FS4J 1台	エバラ 80×65FS2G 1台	テラル M-125-2-1 1台

### 3 保守点検内容

- (1) 保守点検は、本仕様書等により実施する。ただし、冷凍機については各メーカー仕様書により、保守点検部位等に違いがある場合は機器メーカー仕様書により実施すること。
- (2) 仕様書に記載なき事項でも、技術上当然すべき点検整備は実施すること。
- (3) 点検に伴い保守に必要な消耗部品は、Vベルト、ウエス、Yストレーナー・スクリーン等を含むものとする。
- (4) 保守点検中、機器に異常・故障等が生じた場合、異常の状況及びその修理に要する見積を監督官に書面にて報告すること。
- (5) 保守点検終了後、通常運用中（冷房）に保守点検内容の箇所に不具合が生じ官側から連絡を受けた場合、ただちに監督官と調整のうえ対応すること。
- (6) 特記を除き、薬品は業者にて準備すること。

#### 4 点検項目

##### (1) 冷房シーズンIN点検（6月7日（金）までに実施）

##### ア 16、118、135、144、147、151、162号建物

- (ア) 空調機本体等運転確認
- (イ) 機器外観点検及び清掃
- (ウ) 電気系統（操作盤等）点検及び動作確認
- (エ) 計器類点検
- (オ) 各配管系統点検清掃（冷却水系統は薬品（酸性）洗浄、冷温水系統は薬品（冷温水剤）投入）

冷温水剤については、官側より支給。また、冷温水系統については、16、144、135号建物の冷温水剤の投入は無し。

- (カ) 保安装置点検及び動作確認
- (キ) 冷却塔通風装置点検
- (ク) ストレーナ点検清掃（冷却水系統及び冷温水系統）
- (ケ) 循環ポンプ点検清掃（冷却水系統及び冷温水系統のグランドパッキン及びメカシール等交換含む）
- (コ) 冷却塔水抜き点検清掃（薬品洗浄及びレジオネラ除去剤投入）
- (サ) フィルター清掃（147号建物天井裏大型ファンコイル・144号建物衛生課系統のエアハンドリングユニット及び16号建物のパッケージエアコン水冷式ダクト形・135号建物のパッケージエアコン水冷式ダクト形）

##### イ 170号建物

- (ア) 空調機本体等運転確認
- (イ) 機器外観点検及び清掃
- (ウ) 電気系統（操作盤等）点検及び動作確認
- (エ) 計器類点検
- (オ) 冷温水系統及び冷却水系統のストレーナ一点検清掃
- (カ) エアハンドリングユニット（各階機械室）の点検清掃（ドレンパンの清掃等）
- (キ) エアフィルター（各階機械室）の点検清掃（エアハンドリングユニット）
- (ク) Vベルト点検（各階機械室）（エアハンドリングユニット）
- (ケ) 加湿器（各階機械室）の点検清掃（エアハンドリングユニット）
- (コ) 冷却塔水抜き点検点検清掃（薬品洗浄及びレジオネラ除去剤投入）
- (サ) 各配管系統点検清掃（冷温水剤投入）
- (シ) 循環ポンプ点検清掃（冷温水系統のグランドパッキン及びメカシール等交換含む）

##### ウ 139号建物

- (ア) 空調機本体等運転確認
- (イ) 機器外観点検及び清掃
- (ウ) 電気系統（操作盤等）点検及び動作確認
- (エ) 計器類点検

- (オ) ドレンパン等の点検清掃
- (カ) エアフィルターの点検清掃
- (キ) Vベルト点検

エ その他必要事項

上記以外の作業であっても、監督官より指示を受けた場合は実施すること。

(2) 冷房シーズンOFF点検及び暖房シーズンIN点検(11月8日(金)までに実施)

ア 16、118、135、144、147、151、162建物

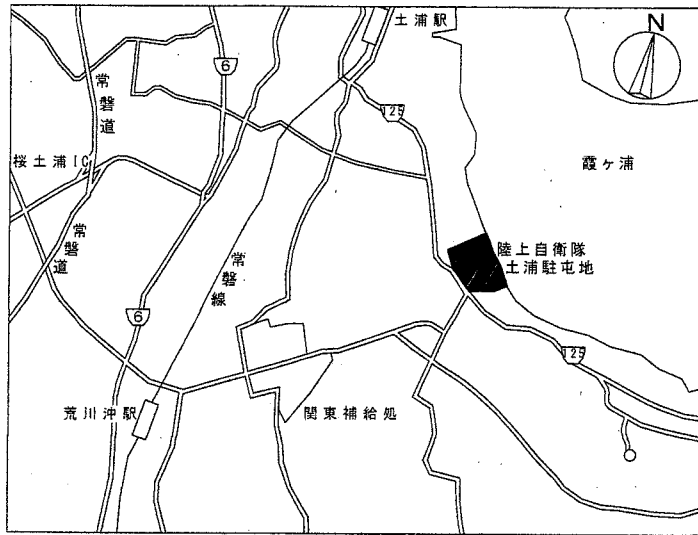
- (ア) 空調機本体等運転確認
- (イ) 機器外観点検及び清掃
- (ウ) 電気系統(操作盤等)点検及び動作確認
- (エ) 計器類点検
- (オ) 各配管系統点検清掃(冷温水系統は薬品(冷温水剤)投入)  
冷温水剤については、官側より支給。また、冷温水系統については、  
16、144、135号建物の冷温水剤の投入は無し。
- (カ) 保安装置点検及び動作確認
- (キ) 冷却塔通風装置点検
- (ク) ストレーナ点検清掃(冷却水系統及び冷温水系統)
- (ケ) 循環ポンプ点検清掃(冷却水系統及び冷温水系統のグランドパッキン交換等を含む)
- (コ) 冷却塔水抜き点検清掃(薬品洗浄)
- (サ) フィルター清掃(147号建物天井裏大型ファンコイル・144号建物衛生課系統のエアハンドリングユニット及び16号建物のパッケージエアコン水冷式ダクト形・135号建物のパッケージエアコン水冷式ダクト形)

イ 170号建物

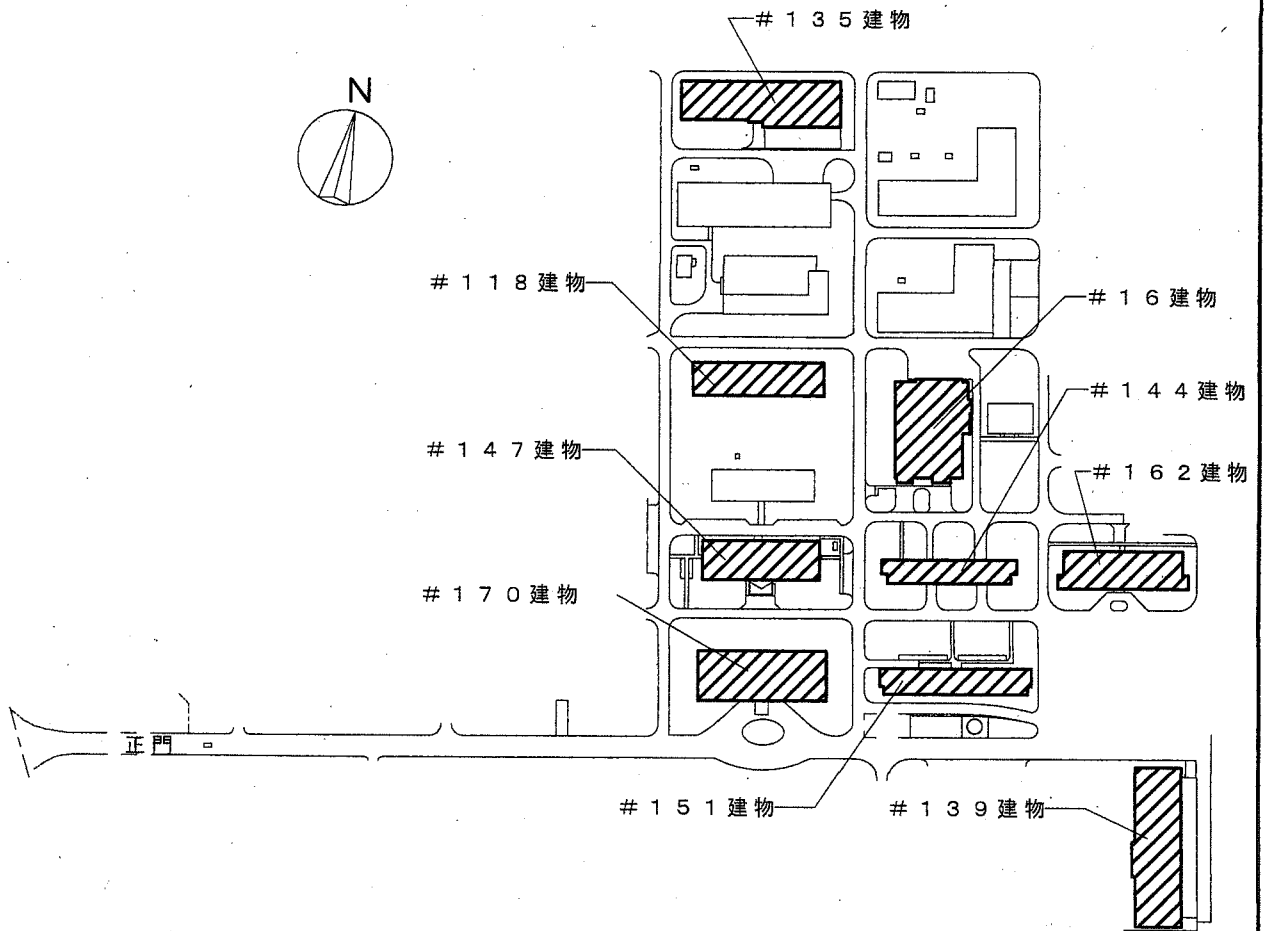
- (ア) 冷温水系統及び冷却水系統のストレーナー点検清掃
- (イ) エアハンドリングユニット(各階機械室)の点検清掃(ドレンパンの清掃等)
- (ウ) エアフィルター(各階機械室)の点検清掃(エアハンドリングユニット)
- (エ) Vベルト点検(各階機械室)(エアハンドリングユニット)
- (オ) 加湿器(各階機械室)の点検清掃(エアハンドリングユニット)
- (カ) 冷却塔点検清掃(薬品洗浄)

ウ 139号建物

- (ア) 機器外観点検及び清掃
- (イ) ドレンパン等の点検清掃
- (ウ) エアフィルターの点検清掃
- (エ) Vベルト点検



案内図 S=1:X



配置図 S=1:X